

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

動物用生物学的製剤の検定における製造・試験記録等要約書（以下「要約書」という。）審査制度の導入に当たって、動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部を改正する省令（令和元年農林水産省令第32号。以下「改正省令」という。）が本日付けで公布及び施行されたところです。また、これに伴い、動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号。以下「検定基準」という。）の一部を改正し、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成25年6月18日農林水産省告示第2009号。以下「手数料等告示」という。）の全部を改正し、本日から施行することとされたところです。改正の趣旨、内容等については下記のとおりです。

また、これらの改正に伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的な助言について」（平成12年3月31日付け12畜A第728号農林水産省畜産局長通知。以下「助言通知」という。）及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知。以下「取扱い通知」という。）をそれぞれ別紙1及び2のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては、これらについて御了知の上、その実施に遺漏なきようお願いいたします。なお、改正省令附則第2項の規定により、なお従前の例によることとされた、改正省令による改正前の動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号。以下「規則」という。）第152条の規定に基づく申請に係る取扱い通知及び助言通知の規定については、なお従前の例によることとします。

記

1 動物用医薬品等取締規則の一部改正

(1) 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第43条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品（一部を除く動物用生物学的製剤）については、農林水産大臣の指定する者の検定（以下

「国家検定」という。)を受け、合格したものでなければ、販売、授与等してはならないこととされているところ。

近年、動物用生物学的製剤については、製造工程全体に渡る製造管理・品質管理が浸透し、その結果、国家検定の不合格事例はほとんど認められていない。今般、国家検定制度の運用の合理化を図るため、規則を改正し、国家検定の申請の際に、製造工程全体に渡る記録等を要約した書類（要約書）を製造販売業者が添付することとし、当該書類の書面審査を行う制度（製造・試験記録等要約書審査制度）を導入するとともに、家畜衛生上重要な動物用生物学的製剤等以外の製剤の国家検定については、従前の動物用生物学的製剤の現物を用いた有効性等の確認を行わないこととする。

## （２）改正の内容

### ア 検定の申請

検定の申請に当たり、申請書には、動物用生物学的製剤（動物用体外診断用医薬品を除く。以下同じ。）にあつては同一の製造番号又は製造記号の医薬品について作成した製品の要約書を、動物用体外診断用医薬品にあつては製造所における検査年月日及び検査成績を記載した書類を、それぞれ添えなければならないこととしたこと（改正省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第152条第5項関係）。

### イ 要約書

要約書には、当該品目に係る法第14条又は第19条の2の承認の内容に応じて、次に掲げる事項が記載されていなければならないこととしたこと（新規則第152条の3関係）。

（ア）製品の名称

（イ）承認番号

（ウ）製造所の名称及び所在地

（エ）製造販売業者又は選任外国製造医薬品等製造販売業者の名称及び所在地

（オ）製造年月日及び製造量

（カ）製造番号又は製造記号

（キ）原材料（製造に用いる株及び細胞を含む。）に関する情報

（ク）使用した中間体及び原液等の名称及び構成

（ケ）製造工程及び品質管理試験の記録

（コ）その他農林水産大臣が定める事項

なお、これらの記載については、ウの動物医薬品検査所が作成し又は変更した直近の要約書の様式に記入するものであること。

要約書は、日本語で作成すること。ただし、英語を併記することは差し支えない。なお、当該品目に係る外国製造業者が作成した、製造記録等を記録した文書（日本語以外の言語で記載されているものを含む。）を参考資料として添付することは差し支えないが、当該文書は要約書に代わるものではない。

### ウ 要約書の様式

（ア）要約書の様式は、製造販売業者又は選任外国製造医薬品等製造販売業者の申請に基づき、品目ごとに、動物医薬品検査所が作成し、又は変更することとしたこと（新規則第152条の4関係）。

(イ) 要約書の様式の作成の申請については、次のとおりとしたこと。

- ① 製造販売業者は、動物用生物学的製剤について法第14条第1項の承認を受けたときは、遅滞なく、動物医薬品検査所に対し、要約書の様式の作成を申請しなければならないこととしたこと。動物用生物学的製剤について同項の承認を受けた後、要約書の様式が作成される前に、当該品目について同条第9項の承認を受けた場合においても、同様としたこと（新規則第152条の5第1項関係）。
- ② 選任外国医薬品等製造販売業者は、動物用生物学的製剤について当該選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る法第19条の2第1項に規定する者が同項の承認を受けたときは、遅滞なく、動物医薬品検査所に対し、要約書の様式の作成を申請しなければならないこととしたこと。動物用生物学的製剤について同項の承認を受けた後、要約書の様式が作成される前に、当該品目について同条第5項において準用する法第14条第9項の承認を受けた場合においても、同様としたこと（新規則第152条の7第1項において準用する新規則第152条の5第1項関係）。
- ③ 動物用生物学的製剤について法第14条第1項の承認の申請を行った製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、①にかかわらず、同項の承認を受ける前においても、動物医薬品検査所に対し、要約書の様式の作成を申請することができることとしたこと（新規則第152条の5第2項関係）。
- ④ 動物用生物学的製剤について法第19条の2第1項の承認の申請を行った者に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、②にかかわらず、同項の承認を受ける前においても、動物医薬品検査所に対し、要約書の様式の作成を申請することができることとしたこと（新規則第152条の7第1項において準用する新規則第152条の5第2項関係）。
- ⑤ ①から④までの申請は、新規則様式第78号の2による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによって行わなければならないこととしたこと（新規則第152条の5第3項（新規則第152条の7第1項において準用する場合を含む。）関係）。
  - (a) 当該品目に係る要約書の様式の案
  - (b) その他要約書の様式の作成に必要な資料（動物用生物学的製剤の製造・試験に使用される材料を含む。）
- ⑥ ③の申請を行った製造販売業者が当該品目について法第14条第1項の承認を受けられなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなすこととしたこと（新規則第152条の5第4項関係）。
- ⑦ ④の申請を行った選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る法第19条の2第1項に規定する者が当該品目について同項の承認を受けられなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなすこととしたこと（新規則第152条の7第1項において準用する新規則第152条の5第4項関係）。

(ウ) 要約書の様式の変更の申請については、次のとおりとしたこと。

- ① 製造販売業者又は選任外国製造医薬品等製造販売業者は、(ア) により要

約書の様式が作成された場合において、次に掲げる場合に該当したときは、遅滞なく、動物医薬品検査所に対し、当該要約書の様式の変更の申請をしなければならないこととしたこと（新規則第152条の6第1項（新規則第152条の7第2項において準用する場合を含む。）関係）。

(a) 当該品目が法第14条第9項（法第19条の2第5項において準用する場合を含む。）の承認を受けた場合

(b) 当該品目が法第14条第10項（法第19条の2第5項において準用する場合を含む。）で定める軽微な変更が行われることにより要約書の様式の変更が必要となる場合

(c) その他要約書の様式の変更が必要となる場合

② 動物用生物学的製剤について法第14条第9項の承認の申請を行った製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、①にかかわらず、同項の承認を受ける前においても、動物医薬品検査所に対し、要約書の様式の変更の申請をすることができることとしたこと（新規則第152条の6第2項関係）。

③ 動物用生物学的製剤について法第19条の2第5項において準用する法第14条第9項の承認の申請を行った外国製造医薬品等特例承認取得者に係る選任外国製造医薬品製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、①にかかわらず、同項の承認を受ける前においても、動物医薬品検査所に対し、要約書の様式の変更の申請をすることができることとしたこと（新規則152条の7第2項において準用する新規則第152条の6第2項関係）。

④ ①から③までの申請は、新規則様式第78号の2による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによって行わなければならないこととしたこと（新規則第152条の6第3項（新規則第152条の7第2項において準用する場合を含む。）関係）。

(a) 当該品目に係る要約書の変更後の様式の案（変更の必要がないときは、その旨）

(b) その他要約書の様式の変更のために必要な資料

⑤ ②の申請を行った製造販売業者が当該品目について法第14条第9項の承認を受けられなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなすこととしたこと（新規則第152条の6第4項関係）。

⑥ ③の申請を行った選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る外国製造医薬品等特例承認取得者が当該品目について法第19条の2第5項において準用する法第14条第9項の承認を受けられなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなすこととしたこと（新規則152条の7第2項において準用する新規則第152条の6第4項関係）。

(エ) 動物医薬品検査所は、(イ) 若しくは (ウ) の申請を行った製造販売業者若しくは選任外国製造医薬品等製造販売業者又は法第80条の6第1項に規定する原薬等を製造する者に対して、要約書の様式の作成又は変更のために必要な資料の提出を求めることができることとしたこと（新規則第152条の8関係）。

- (オ) 動物医薬品検査所は、要約書の様式の作成又は変更にあたっては、必要に応じ、(イ) 又は (ウ) の申請を行った製造販売業者若しくは選任外国製造医薬品等製造販売業者と協議するものとしたこと（新規則第152条の9関係）。
- (カ) 動物医薬品検査所は、(ア) にかかわらず、作成した要約書の様式の変更が必要となったと認める場合は、当該様式に係る製造販売業者若しくは選任外国製造医薬品等製造販売業者と協議の上、当該様式を変更することができることとしたこと（新規則第152条の10関係）。
- (キ) 動物医薬品検査所は、要約書の様式を作成又は変更したときは、当該作成又は変更の申請を行った製造販売業者若しくは選任外国製造医薬品等製造販売業者（(カ) の場合にあつては、当該様式に係る申請を行った製造販売業者若しくは選任外国製造医薬品等製造販売業者）に通知するものとしたこと（新規則第152条の11関係）。

## 2 動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部改正

法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第2項第4号（同法第19条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成6年農林水産省令第18号。以下「GMP省令」という。）第9条第1号ハにおいて、動物用医薬品（国家検定を受けるものを除く。）の製造業者等の品質管理責任者は、製品（中間製品を除く。）をロットごとに所定の試験検査に必要な量の2倍以上の量を参考品として、製造された日から3年間（当該製品（生物由来製品に係る製品を除く。）に関して有効期間の記載が義務付けられている場合にはその有効期間に1年を加算した期間、当該製品が生物由来製品である場合にはその有効期間に3年を加算した期間）保存するべき旨を定めている。

他方、これまで国家検定を受ける動物用生物学的製剤については、現物を用いて国家検定を行っていたため、規則第154条第1項の規定に基づき当該製剤の製造業者等が保存する本数を2本と規定していた。

今般、1の(2)アの改正に伴い、国家検定を受ける動物用生物学的製剤については、今後は書面による国家検定を導入するものの動物用医薬品の事故等緊急時にその原因を国や製造業者が調べることができるようにする必要があるため、国家検定を受けないものと同様としたこと（改正省令による改正後のGMP省令第9条第1号ハ関係）

## 3 検定基準の一部改正

### (1) 検定基準の通則

検定基準の通則において、検定の申請のあった製品に係る要約書の記載内容が次の全てを満たすこととしたこと。

ア 規格及び管理基準等（当該規格及び管理基準等を変更しようとする場合に当該変更が規則第33条で定める軽微な変更の範囲に該当するものを除く。）に係る記載内容が、当該品目について法第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第14条又は第19条の2の規定により承認された内容に適合していること（改正後の検定基準通則の4（1）関係）。

イ アに定めるもののほか、当該製品の製造管理及び品質管理として不適切でないこと（改正後の検定基準通則の4（2）関係）。

## （2）検定基準の医薬品各条

ア 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条の規定に基づく家畜伝染病（以下「家畜伝染病」という。）を対象とする動物用生物学的製剤（家畜伝染病及び家畜伝染病以外の疾病の両方を対象とするものを含む。）及び狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条第1項の規定に基づいて使用される狂犬病を対象とする動物用生物学的製剤

製剤に含まれる成分のうち、家畜伝染病又は狂犬病を対象とする成分についてのみ現物を用いた有効性等の確認のための試験を行うこととし、生ワクチンにあってはウイルス含有量試験又は生菌数試験のみを、不活化ワクチンにあっては力価試験のみを実施することとしたこと。

イ 家畜伝染病又は狂犬病以外の疾病のみを対象とする動物用生物学的製剤現物を用いた有効性等の確認のための試験を実施しないこととしたこと。

## 4 手数料等告示の全部改正

1及び3の改正に伴い、動物用生物学的製剤の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量について所要の変更を行ったこと。

## 5 助言通知の一部改正

新規第152条第5項に定める検定の申請書に添えるべき書類のうち、動物用生物学的製剤にあっては要約書に記載することとされている新規第152条の3第9号に定める品質管理試験の記録を、体外診断用医薬品にあっては製造所における試験年月日及び試験成績を記載した書類を、検定申請後に提出して差し支えないこととしたこと。

## 6 取扱い通知の一部改正

1及び3の改正に伴い、動物用生物学的製剤の検定に係る標準処理期間及び要約書の作成又は変更に係る標準処理期間を設定したこと。

5の改正に伴い、検定申請後に提出する書類の様式を定めたこと。

## 7 施行期日及び経過措置

### （1）施行期日

1から6までの改正に係る施行期日は、公布日としたこと。

### （2）経過措置

改正省令の施行に伴い、動物用生物学的製剤の製造販売業者は、国家検定の申請の際、要約書を添付する必要があるが、施行後直ちに要約書の作成を行うことは困難である場合があることから、改正省令附則第2項の規定により、1から6までの改正については、施行の日から3年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができることとしたこと。

○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的な助言について」(平成12年3月31日付け12畜A第728号畜産局長通知)  
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第5 検定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検定申請</p> <p>(1) <u>規則第152条第5項の規定により検定の申請書に添えることとされている書類のうち、生物学的製剤(体外診断用医薬品を除く。)にあつては規則第152条の3第9号の規定により製造・試験記録等要約書に記載することとされている品質管理試験の記録を、体外診断用医薬品にあつては製造所における検査年月日及び検査成績を記載した書類を、検定申請後に提出して差し支えないこととしているのでお知らせする。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第5 検定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検定申請</p> <p>(1) <u>検定の申請については、規則別記様式第78号により行うこととされているが、記の7については、検定申請後に提出して差し支えないこととしているのでお知らせする。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>

○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」(平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知)  
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第4 検定・検査</p> <p>1 検定</p> <p>(1) 検定申請書(規則別記様式第78号)の記載注意事項 ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>規則第152条第5項に定める検定の申請書に添えるべき書類のうち、生物学的製剤(体外診断用医薬品を除く。)にあっては規則第152条の3第9号の規定により製造・試験記録等要約書に記載することとされている品質管理試験の記録を記載せずに申請した場合は、品質管理試験終了後速やかに品質管理試験の記録を記載した製造・試験記録等要約書を、体外診断用医薬品にあっては製造所における検査年月日及び検査成績を記載した書類を添えずに申請した場合は、検査終了後速やかに当該書類を、別記様式第5号により、都道府県を經由して動物医薬品検査所長に対し提出するものとする。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5～第9 (略)</p> <p>第10 標準処理期間の設定</p> <p>行政手続法(平成5年法律第88号)第6条の規定に基づく標準処理期間は別表第2及び別表第3のとおりとする。なお、この運用は以下によることとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医薬品等の製造販売の承認、医薬品等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定、医療機器等外国製造業者の登録、医療機器等適合性調査の申請、医療機器修理業の許可又は原薬等の登録</p> <p>医薬品等の製造販売承認、医薬品等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定、医療機器等外国製造業者の登録、医療機器等適合性調査の申請、医療機器修理業の許可又は原薬等の登録にあっては、農林水産大臣が承認申請等を受理した日から、承認指令書等が当該申請者に交付されるまでの期間とすること。ただし、提出書類の不備の補正に要する期間、動物医薬品検査所からの照会事項に対して申請者から回答がなされるまでの期間、審議会における指摘事項に対し回答がなされるまでの期間、厚生労働大臣又は食品安全委員会に対する意見聴取から答申までの期間(動物医薬品検査所において同時に審査を行っている場合については、その審査期間を除く。)及び規則第26条第6項(第91条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、第26条第1項第1号の臨床試験の試験成績に関する資料を承認申請後に提出する場合において、当該資料以外の資料についての動物医薬品検査所の審査が終了した時点から当該資料が提出されるまでの期間はこれに含まれないこと。</p> <p>標準処理期間を経過した場合又は経過するおそれがある場合には、医薬品等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定、医療機器等外国製造業者の登録又は医療機器修理業の許可にあっては消費・安全局長、医薬品等の製造販売の承認、医療機器等適合性調査の申請又は原薬等の登録にあっては動物医薬品検査所長は、申請者の申出に基づき、申請者に対し速やかに、その旨及びその理由を示すものとする。申請者の申出は、医薬品等外国製造業者若しくは再</p>	<p>第4 検定・検査</p> <p>1 検定</p> <p>(1) 検定申請書(規則別記様式第78号)の記載注意事項 ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>規則別記様式第78号の記の7に検査成績を記載せずに申請した場合は、検査終了後速やかに別記様式第5号により、都道府県を經由して動物医薬品検査所長に対し提出するものとする。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5～第9 (略)</p> <p>第10 標準処理期間の設定</p> <p>行政手続法(平成5年法律第88号)第6条の規定に基づく標準処理期間は別表第2のとおりとする。なお、この運用は以下によることとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医薬品等の製造販売の承認、医薬品等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定、医療機器等外国製造業者の登録、医療機器等適合性調査の申請、医療機器修理業の許可又は原薬等の登録</p> <p>医薬品等の製造販売承認、医薬品等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定、医療機器等外国製造業者の登録、医療機器等適合性調査の申請、医療機器修理業の許可又は原薬等の登録にあっては、農林水産大臣が承認申請等を受理した日から、承認指令書等が当該申請者に交付されるまでの期間とすること。ただし、提出書類の不備の補正に要する期間、動物医薬品検査所からの照会事項に対して申請者から回答がなされるまでの期間、審議会における指摘事項に対し回答がなされるまでの期間及び規則第26条第6項(第91条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、第26条第1項第1号の臨床試験の試験成績に関する資料を承認申請後に提出する場合において、当該資料以外の資料についての動物医薬品検査所の審査が終了した時点から当該資料が提出されるまでの期間はこれに含まれないこと。</p> <p>標準処理期間を経過した場合又は経過するおそれがある場合には、医薬品等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定、医療機器等外国製造業者の登録又は医療機器修理業の許可にあっては消費・安全局長、医薬品等の製造販売の承認、医療機器等適合性調査の申請又は原薬等の登録にあっては動物医薬品検査所長は、申請者の申出に基づき、申請者に対し速やかに、その旨及びその理由を示すものとする。申請者の申出は、医薬品等外国製造業者若しくは再</p>



動物医薬品検査所長は、申請者の申出に基づき、申請者に対し速やかに、その旨及びその理由を示すものとする。申請者の申出は、医薬品等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定、医療機器等外国製造業者の登録又は医療機器修理業の許可にあっては消費・安全局長に、医薬品等の製造販売の承認、医療機器等適合性調査の申請又は原薬等の登録にあっては動物医薬品検査所長に対して行うものとする。

3 製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更

生物学的製剤（体外診断用医薬品を除く。）の製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更にあっては、動物医薬品検査所が申請を受理した日から、製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更を当該申請者に通知するまでの期間とすること。ただし、規則第152条の5第2項又は第152条の6第2項の規定に基づき、承認を受ける前に製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更の申請をする場合においては、標準処理期間にかかわらず当該承認に係る承認指令書を交付するまでは、製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更を通知しないものとする。

4 (略)

別記様式第5号

(1) 生物学的製剤（体外診断用医薬品を除く。）の場合

生物学的製剤（体外診断用医薬品を除く。）の検定申請後の製造・試験記録等要約書の提出

年 月 日

農林水産省動物医薬品検査所長 殿

住所  
氏名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 ) 印

下記医薬品の製造・試験記録等要約書を別添のとおり提出します。

記

- 1 医薬品の名称
- 2 製造番号
- 3 申請年月日
- 4 品質管理試験年月日

(日本産業規格A4)

(2) 体外診断用医薬品の場合

体外診断用医薬品の検定申請書後の検査成績の提出

生医療等製品外国製造業者の認定、医療機器等外国製造業者の登録又は医療機器修理業の許可にあっては消費・安全局長に、医薬品等の製造販売の承認、医療機器等適合性調査の申請又は原薬等の登録にあっては動物医薬品検査所長に対して行うものとする。

(新設)

3 (略)

別記様式第5号

(新設)

検定申請後の検査成績の提出

(略)

(日本産業規格 A 4)

別表第 2

動物用医薬品等の承認等に関する標準事務処理期間

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

動物用医薬品等取締規則条項	事 項	標準処理期間
第152条の5第1項	製造・試験記録等要約書の様式の作成の申請	3月
第152条の6第1項	製造・試験記録等要約書の様式の変更の申請	2月
第212条の8	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第 3

動物用医薬品の検定に関する標準処理期間

製 剤	標準処理期間(日)
(血清の部) (削る)	
炭疽血清 (牛)	40
炭疽血清 (馬)	40
(削る)	
(削る)	

(略)

(日本産業規格 A 4)

別表第 2

動物用医薬品等の承認等に関する標準事務処理期間

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

動物用医薬品等取締規則条項	事 項	標準処理期間
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
第212条の8	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第 3

動物用医薬品の検定に関する標準処理期間

製 剤	標準処理期間(日)
(血清の部) <u>牛ロタウイルス感染症卵黄抗体</u>	60
炭疽血清 (牛)	50
炭疽血清 (馬)	50
<u>破傷風抗毒素</u>	50
<u>馬パラチフス血清</u>	50

(削る)		<u>犬伝染性肝炎血清</u>	<u>50</u>
(削る)		<u>ジステンパー血清</u>	<u>50</u>
(削る)		<u>ジステンパー・犬伝染性肝炎血清</u>	<u>50</u>
(削る)		<u>乾燥犬プラズマ</u>	<u>50</u>
(削る)		<u>抗猫ウイルス性鼻気管炎ウイルス・抗猫カリシウイルス混合抗体（組換え型）</u>	<u>50</u>
<u>その他の医薬品</u>	<u>30</u>	(新設)	
(ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部） (削る)		(ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部） <u>アカバネ病生ワクチン</u>	<u>100</u>
(削る)		<u>アカバネ病（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>イバラキ病生ワクチン</u>	<u>100</u>
(削る)		<u>牛RSウイルス感染症生ワクチン</u>	<u>50</u>
(削る)		<u>牛アデノウイルス感染症生ワクチン</u>	<u>100</u>
(削る)		<u>牛ウイルス性下痢－粘膜病生ワクチン</u>	<u>100</u>
(削る)		<u>牛コロナウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>牛コロナウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>牛伝染性鼻気管炎生ワクチン</u>	<u>100</u>
(削る)		<u>牛伝染性鼻気管炎（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>牛パラインフルエンザ生ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>牛流行熱生ワクチン</u>	<u>90</u>
(削る)		<u>牛流行熱（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>80</u>

牛疫生ワクチン	40	牛疫生ワクチン	70
(削る)		<u>チュウザン病 (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	80
(削る)		<u>牛流行熱・イバラキ病混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	90
(削る)		<u>アカバネ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	90
(削る)		<u>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン</u>	100
(削る)		<u>アカバネ病・イバラキ病・牛流行熱・チュウザン病混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	100
(削る)		<u>アカバネ病・イバラキ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	80
(削る)		<u>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症混合生ワクチン</u>	100
(削る)		<u>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン</u>	100
(削る)		<u>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	80
(削る)		<u>アカバネ病・イバラキ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症・ピートウイルス感染症混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	80
(削る)		<u>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン</u>	100
(削る)		<u>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン</u>	120

(削る)		<u>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パ ラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイ ルス感染症混合ワクチン</u>	<u>100</u>
(削る)		<u>牛サルモネラ症(サルモネラ・ダブリン・サルモネラ・テ ィフィウム) (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>牛大腸菌性下痢症(K99保有全菌体) (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>牛大腸菌性下痢症(K99保有全菌体・FY保有全菌体・31 A保有全菌体・O78全菌体) (アジュバント加) 不活化ワ クチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>牛ヒストフィルス・ソムニ(ヘモフィルス・ソムナス) 感 染症(アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>気腫疽不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
炭疽生ワクチン	30	炭疽生ワクチン	<u>60</u>
(削る)		<u>マンヘミア・ヘモリチカ(1型) 感染症不活化ワクチン (油性アジュバント加溶解用液)</u>	<u>50</u>
(削る)		<u>ヒストフィルス・ソムニ(ヘモフィルス・ソムナス) 感 染症・パスツレラ・ムルトシダ感染症・マンヘミア・ヘモリ チカ感染症混合(アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>破傷風(アジュバント加) トキソイド</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>牛クロストリジウム感染症3種混合(アジュバント加) ト キシイド</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>牛クロストリジウム感染症5種混合(アジュバント加) ト キシイド</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>乳房炎(黄色ブドウ球菌)・乳房炎(大腸菌)混合(油性 アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>90</u>
(削る)		<u>牛ロタウイルス感染症3価・牛コロナウイルス感染症・牛 大腸菌性下痢症(K99精製線毛抗原)混合(アジュバント 加) 不活化ワクチン</u>	<u>90</u>

(削る)		<u>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症・牛ヒストフィルス・ソムニ（ヘモフィルス・ソムナス）感染症混合（アジュバント加）ワクチン</u>	<u>120</u>
(削る)		<u>牛小型ピロプラズマ病スポロゾイト生ワクチン</u>	<u>120</u>
ウエストナイルウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン	<u>40</u>	ウエストナイルウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン	<u>50</u>
(削る)		<u>馬インフルエンザ不活化ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>馬ウイルス性動脈炎不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>馬鼻肺炎生ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>馬鼻肺炎（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>馬ロタウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>ゲタウイルス感染症不活化ワクチン</u>	<u>80</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
日本脳炎・ゲタウイルス感染症混合不活化ワクチン	<u>60</u>	日本脳炎・ゲタウイルス感染症混合不活化ワクチン	<u>90</u>
(削る)		<u>化膿性レンサ球菌トキソイド</u>	<u>50</u>
(削る)		<u>腺疫トキソイド</u>	<u>50</u>
馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合（アジュバント加）ワクチン	<u>60</u>	馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合（アジュバント加）ワクチン	<u>80</u>
豚コレラ生ワクチン	<u>40</u>	豚コレラ生ワクチン	<u>50</u>
日本脳炎生ワクチン	<u>40</u>	日本脳炎生ワクチン	<u>60</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)		<u>豚インフルエンザ（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>70</u>

(削る)	<u>豚インフルエンザ不活化ワクチン（油性アジュバント加溶解用液）</u>	70
(削る)	<u>豚オーエスキー病（g I -、t k +）生ワクチン</u>	70
(削る)	<u>豚オーエスキー病（g I -、t k +）生ワクチン（アジュバント加溶解用液）</u>	90
(削る)	<u>豚オーエスキー病（g I -、t k -）生ワクチン</u>	70
(削る)	<u>豚オーエスキー病（g I -、t k -）生ワクチン（酢酸トコフェロールアジュバント加溶解用液）</u>	90
(削る)	<u>豚オーエスキー病（g III -、t k -）生ワクチン</u>	60
(削る)	<u>豚オーエスキー病（g X -、t k -）生ワクチン</u>	60
(削る)	<u>豚オーエスキー病（g I -、g X -）（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	110
(削る)	<u>豚サーコウイルス（2型）感染症（1型-2型キメラ）（デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)	<u>豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)	<u>豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（酢酸トコフェロール・油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)	<u>豚サーコウイルス（2型）感染症不活化ワクチン（油性アジュバント加懸濁用液）</u>	70
(削る)	<u>豚伝染性胃腸炎生ワクチン（子豚用）</u>	70
(削る)	<u>豚伝染性胃腸炎生ワクチン（母豚用）</u>	70
(削る)	<u>豚伝染性胃腸炎濃縮生ワクチン（母豚用）</u>	70
(削る)	<u>豚伝染性胃腸炎（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)	<u>豚パルボウイルス感染症生ワクチン</u>	50

(削る)		<u>豚パルボウイルス感染症不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>豚パルボウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>豚流行性下痢生ワクチン</u>	<u>70</u>
日本脳炎・豚パルボウイルス感染症混合生ワクチン	<u>40</u>	日本脳炎・豚パルボウイルス感染症混合生ワクチン	<u>60</u>
(削る)		<u>豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン</u>	<u>70</u>
日本脳炎・豚パルボウイルス感染症・豚ゲタウイルス感染症混合生ワクチン	<u>40</u>	日本脳炎・豚パルボウイルス感染症・豚ゲタウイルス感染症混合生ワクチン	<u>80</u>
(削る)		<u>豚丹毒生ワクチン</u>	<u>50</u>
(削る)		<u>豚丹毒（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>豚丹毒（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>豚丹毒（アジュバント加）ワクチン（組換え型）</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>豚丹毒（油性アジュバント加）ワクチン（組換え型）</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（2型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（5型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（2・5型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>60</u>



(削る)	<u>豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>80</u>
(削る)	<u>豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型、組換え型毒素）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)	<u>豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型、組換え型毒素）感染症（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)	<u>豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症（1型部分精製・無毒化毒素）（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)	<u>豚ストレプトコッカス・スイス（2型）感染症（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>90</u>
(削る)	<u>豚増殖性腸炎生ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)	<u>豚大腸菌性下痢症（K88保有全菌体・K99保有全菌体）（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)	<u>豚大腸菌性下痢症（K88ab・K88ac・K99・987P保有全菌体）（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)	<u>豚ボルデテラ感染症生ワクチン</u>	<u>50</u>
(削る)	<u>豚ボルデテラ感染症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)	<u>豚ボルデテラ感染症精製（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>90</u>
(削る)	<u>豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）不活化ワクチン（油性アジュバント加溶解用液）</u>	<u>90</u>
(削る)	<u>ヘモフィルス・パラスイス（5型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)	<u>ヘモフィルス・パラスイス（2・5型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>60</u>

(削る)	<u>マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)	<u>マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン</u>	60 毒性限度確認試験及び力価試験1を実施する場合 安全試験及び力価試験2を実施する場合 80
(削る)	<u>マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	90
(削る)	<u>マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)	<u>マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	60
(削る)	<u>豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症（1型部分精製・無毒化毒素）・豚丹毒混合（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)	<u>豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	80
(削る)	<u>豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型、組換え型毒素）感染症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)	<u>豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症混合（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)	<u>豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）・豚パスツレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	90
(削る)	<u>豚ボルデテラ感染症精製・豚パスツレラ症混合（油性アジ</u>	90

		<u>ユバント加) 不活化ワクチン</u>	
(削る)		<u>クロストリジウム・パーフリンゲンス (アジュバント加) トキソイド</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>パスツレラ・ムルトシダ (アジュバント加) トキソイド</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>ボルデテラ・ブロンキセプチカ・パスツレラ・ムルトシダ 混合 (アジュバント加) トキソイド</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>ボルデテラ・ブロンキセプチカ・パスツレラ・ムルトシダ 混合 (アジュバント加) トキソイド (組換え型)</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>豚大腸菌性下痢症不活化・クロストリジウム・パーフリンゲンス トキソイド混合 (アジュバント加) ワクチン</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダ トキソイド混合 (アジュバント加) ワクチン</u>	<u>90</u>
(削る)		<u>豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダ トキソイド混合 (油性アジュバント加) ワクチン</u>	<u>100</u>
(削る)		<u>豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症 (全菌体・部分精製 トキソイド) 混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>100</u>
(削る)		<u>豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダ トキソイド・豚丹毒不活化混合 (アジュバント加) ワクチン</u>	<u>100</u>
(削る)		<u>豚ボルデテラ感染症精製 (アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・パスツレラ・ムルトシダ トキソイド・豚丹毒 (組換え型) 混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>100</u>
(削る)		<u>豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症・豚丹毒混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>90</u>
(削る)		<u>ボルデテラ・ブロンキセプチカ トキソイド・パスツレラ・ムルトシダ トキソイド・豚丹毒混合 (アジュバント加) ワクチン (組換え型)</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症 (粗精製 トキソイド)・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合</u>	<u>70</u>

		(アジュバント加) 不活化ワクチン	
豚コレラ・豚丹毒混合生ワクチン	40	豚コレラ・豚丹毒混合生ワクチン	60
(削る)		豚インフルエンザ・豚丹毒混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン	70
(削る)		豚サーコウイルス (2型・組換え型) 感染症 (カルボキシビニルポリマーアジュバント加) 不活化ワクチン・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症 (カルボキシビニルポリマーアジュバント加) 不活化ワクチン	70
(削る)		豚サーコウイルス (2型・組換え型) 感染症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合 (カルボキシビニルポリマーアジュバント加) 不活化ワクチン	70
(削る)		豚サーコウイルス (2型・組換え型) 感染症 (カルボキシビニルポリマーアジュバント加) ・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合 (カルボキシビニルポリマーアジュバント加) 混合ワクチン	90
(削る)		豚インフルエンザ・豚パストツレラ症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン	70
(削る)		豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病 (イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ) 混合 (アジュバント・油性アジュバント加) 不活化ワクチン	5 mL注射の製剤の場合 80 2 mL注射の製剤の場合 70
(削る)		鶏痘生ワクチン	80
(削る)		産卵低下症候群-1976 (アジュバント加) 不活化ワクチン	80
(削る)		産卵低下症候群-1976 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン	90
鳥インフルエンザ (油性アジュバント加) 不活化ワクチン	70	鳥インフルエンザ (油性アジュバント加) 不活化ワクチン	130
(削る)		トリニューモウイルス感染症生ワクチン	60

(削る)		<u>トリニューモウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>トリレオウイルス感染症生ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>トリレオウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>トリレオウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>90</u>
ニューカッスル病生ワクチン	<u>40</u>	ニューカッスル病生ワクチン	<u>70</u>
ニューカッスル病組織培養生ワクチン	<u>40</u>	ニューカッスル病組織培養生ワクチン	<u>70</u>
ニューカッスル病（アジュバント加）不活化ワクチン	<u>60</u>	ニューカッスル病（アジュバント加）不活化ワクチン	<u>70</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)		<u>鶏伝染性気管支炎生ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>鶏伝染性気管支炎（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>鶏伝染性喉頭気管炎生ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>鶏伝染性喉頭気管炎凍結生ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>鶏伝染性ファブリキウス嚢病生ワクチン（大ひな用）</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>鶏伝染性ファブリキウス嚢病生ワクチン（ひな用）</u>	<u>90</u>
(削る)		<u>鶏伝染性ファブリキウス嚢病生ワクチン（ひな用中等毒）</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>鶏伝染性ファブリキウス嚢病（抗血清加）生ワクチン</u>	<u>100</u>
(削る)		<u>鶏伝染性ファブリキウス嚢病（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	<u>90</u>
(削る)		<u>鶏脳脊髄炎生ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン</u>	<u>60</u>

(削る)		<u>マレック病（七面鳥ヘルペスウイルス）生ワクチン</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>マレック病（マレック病ウイルス1型）凍結生ワクチン</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>マレック病（マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン</u>	<u>80</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン	<u>40</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン	<u>70</u>
ニューカッスル病・マレック病（ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス1型）凍結生ワクチン	<u>50</u>	ニューカッスル病・マレック病（ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス1型）凍結生ワクチン	<u>90</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合（アジュバント加）不活化ワクチン	<u>60</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合（アジュバント加）不活化ワクチン	<u>80</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	<u>70</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	<u>80</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	<u>80</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	<u>70</u>
(削る)		<u>鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン</u>	<u>80</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・産卵低下症候群-1976混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	<u>70</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・産卵低下症候群-1976混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	<u>80</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス囊病混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	<u>70</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス囊病混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	<u>90</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・産卵低下症候群-	<u>70</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・産卵低下症候群-	<u>80</u>

1976・トリニューモウイルス感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン		1976・トリニューモウイルス感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・産卵低下症候群-1976・トリニューモウイルス感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	70	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・産卵低下症候群-1976・トリニューモウイルス感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	100
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性ファブリキウス嚢病・産卵低下症候群-1976混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	70	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性ファブリキウス嚢病・産卵低下症候群-1976混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	80
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス嚢病・産卵低下症候群-1976混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	70	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス嚢病・産卵低下症候群-1976混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	100
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス嚢病・トリニューモウイルス感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	70	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス嚢病・トリニューモウイルス感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	100
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス嚢病・トリレオウイルス感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	70	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス嚢病・トリレオウイルス感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	90
(削る)		<u>鶏オルニソバクテリウム・ライノトラケアレ感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)		<u>鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス）（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)		<u>鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス）（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	80
(削る)		<u>鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィウム）（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)		<u>鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)		<u>鶏サルモネラ症（サルモネラ・インファンティス・サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィウム</u>	70

		<u>ム) (油性アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	
(削る)		<u>鶏大腸菌症生ワクチン</u>	<u>90</u>
(削る)		<u>鶏大腸菌症 (O78全菌体破碎処理) (脂質アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>鶏大腸菌症 (組換え型F11線毛抗原・ベロ細胞毒性抗原) (油性アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>鶏伝染性コリーザ (A型) (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>鶏伝染性コリーザ (C型) (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>鶏伝染性コリーザ (A・C型) (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>マイコプラズマ・シノビエ感染症凍結生ワクチン</u>	<u>90</u>
(削る)		<u>マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症 (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン</u>	<u>90</u>
(削る)		<u>鶏伝染性コリーザ (A・C型) ・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混合 (アジュバント・油性アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>鶏コクシジウム感染症 (ネカトリックス) 生ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>ロイコチトゾーン病 (油性アジュバント加) ワクチン (組換え型)</u>	<u>70</u>



(削る)		<u>鶏コクシジウム感染症 (アセルブリナ・テネラ・マキシマ) 混合生ワクチン</u>	<u>60</u>
(削る)		<u>鶏コクシジウム感染症 (アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス) 混合生ワクチン</u>	<u>60</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性コリーザ (A型) 混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>60</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性コリーザ (A型) 混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>70</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性コリーザ (A型) 乾燥混合不活化ワクチン (アジュバント加溶解用液)	<u>60</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性コリーザ (A型) 乾燥混合不活化ワクチン (アジュバント加溶解用液)	<u>70</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性コリーザ (A・C型) 混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>60</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性コリーザ (A・C型) 混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>80</u>
(削る)		<u>鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ (A型) 混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	<u>80</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ (A型) 混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>60</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ (A型) 混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>80</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ (A・C型) 液状混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>60</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ (A・C型) 液状混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>80</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ (A・C型菌処理) 混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>60</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ (A・C型菌処理) 混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>80</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ (A・C型) 混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>70</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ (A・C型) 混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>80</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価・鶏サルモネラ症 (サルモネラ・エンテリティディス) 混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>70</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価・鶏サルモネラ症 (サルモネラ・エンテリティディス) 混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>100</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価・鶏伝染性コリーザ (A・C型) 混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>70</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価・鶏伝染性コリーザ (A・C型) 混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>80</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価・鶏伝染性コリーザ (A・C型) 混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>70</u>	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価・鶏伝染性コリーザ (A・C型) 混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン	<u>80</u>



群－1976・鶏サルモネラ症（サルモネラ・インファンティス抽出抗原・サルモネラ・エンテリティディス抽出抗原・サルモネラ・ティフィムリウム抽出抗原）・鶏伝染性コリ－ザ（A・C型組換え融合抗原）・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

群－1976・鶏サルモネラ症（サルモネラ・インファンティス抽出抗原・サルモネラ・エンテリティディス抽出抗原・サルモネラ・ティフィムリウム抽出抗原）・鶏伝染性コリ－ザ（A・C型組換え融合抗原）・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

イリドウイルス病不活化ワクチン

110

イリドウイルス病（油性アジュバント加）不活化ワクチン

120

まはたウイルス性神経壊死症不活化ワクチン

120

あゆビブリオ病不活化ワクチン

120

さけ科魚類ビブリオ病不活化ワクチン

120

ひらめエドワジェラ症（多糖アジュバント加）不活化ワクチン

120

ひらめβ溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン

110

ぶりα溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン

90

ぶりα溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン（注射型）

90

ぶりα溶血性レンサ球菌症（酵素処理）不活化ワクチン

90

ぶりα溶血性レンサ球菌症2価不活化ワクチン

110

ぶりビブリオ病不活化ワクチン

120

ひらめストレプトコッカス・パラウベリス（Ⅰ型・Ⅱ型）感染症・β溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン

120

ぶりα溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

80

ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン

90

ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・ストレプトコッ

110

		<u>カス・ジスガラクチエ感染症混合不活化ワクチン</u>	
(削る)		<u>ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	120
(削る)		<u>イリドウイルス病・β溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン</u>	110
(削る)		<u>イリドウイルス病・ぶりα溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン</u>	110
(削る)		<u>イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン</u>	110
(削る)		<u>イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	110
(削る)		<u>イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(油性アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	110
(削る)		<u>犬コロナウイルス感染症(油性アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	80
(削る)		<u>犬伝染性肝炎生ワクチン</u>	50
(削る)		<u>犬パルボウイルス感染症生ワクチン</u>	50
(削る)		<u>犬パルボウイルス感染症不活化ワクチン</u>	60
(削る)		<u>犬パルボウイルス感染症(アジュバント加) 不活化ワクチン</u>	60
	(略)	(略)	(略)
(削る)		<u>ジステンパー生ワクチン</u>	50
(削る)		<u>ジステンパー・犬アデノウイルス(2型) 感染症混合生ワクチン</u>	50
(削る)		<u>ジステンパー・犬伝染性肝炎混合生ワクチン</u>	50

(削る)	<u>ジステンパー・犬パルボウイルス感染症混合生ワクチン</u>	50
(削る)	<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ混合生ワクチン</u>	70
(削る)	<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パルボウイルス感染症混合生ワクチン</u>	70
(削る)	<u>ジステンパー・犬伝染性肝炎・犬パルボウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン</u>	60
(削る)	<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症混合生ワクチン</u>	70
(削る)	<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合生ワクチン</u>	80
(削る)	<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン</u>	80
(削る)	<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（コポリマーアジュバント加）ワクチン</u>	80
(削る)	<u>犬レプトスピラ病不活化ワクチン</u>	50
(削る)	<u>犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	80
(削る)	<u>ジステンパー・犬伝染性肝炎・犬レプトスピラ病混合ワクチン</u>	60
(削る)	<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬レプトスピラ病混合ワクチン</u>	70
(削る)	<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬レプトスピラ病混合ワクチン</u>	80
(削る)	<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬レプトスピラ病混合ワクチン</u>	80

		<u>インフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・コペンハーゲニー・ヘブドマディス）混合ワクチン</u>	
(削る)		<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー）混合（アジュバント加）ワクチン</u>	80
(削る)		<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー）混合（コポリマーアジュバント加）ワクチン</u>	80
(削る)		<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・コペンハーゲニー・ヘブドマディス）混合ワクチン</u>	80
(削る)		<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ポモナ）混合（アジュバント加）ワクチン</u>	80
(削る)		<u>猫白血病（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	50
(削る)		<u>猫白血病（アジュバント加）ワクチン（組換え型）</u>	50
(削る)		<u>猫汎白血球減少症不活化ワクチン</u>	50
(削る)		<u>猫免疫不全ウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	50
(削る)		<u>猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合生ワクチン</u>	70
(削る)		<u>猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合ワクチン</u>	70
(削る)		<u>猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症混合ワクチン</u>	50

(削る)	<u>猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)	<u>猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	80
(削る)	<u>猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	80
(削る)	<u>猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症・猫白血病（猫白血病ウイルス由来防御抗原たん白遺伝子導入カナリア痘ウイルス）混合ワクチン</u>	50
(削る)	<u>猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症3価・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	80
(削る)	<u>猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病・猫クラミジア感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	70
(削る)	<u>猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症・猫白血病（猫白血病ウイルス由来防御抗原たん白遺伝子導入カナリア痘ウイルス）・猫クラミジア感染症混合ワクチン</u>	50
(削る)	<u>猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症3価・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）・猫クラミジア感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン</u>	80
(削る)	<u>ミンクウイルス性腸炎（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	50
(削る)	<u>ミンクジステンパー生ワクチン</u>	50
(削る)	<u>ミンクボツリヌス症（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	50
(削る)	<u>緑膿菌感染症全菌体不活化ワクチン</u>	60
(削る)	<u>ミンクウイルス性腸炎・ミンクボツリヌス症混合（アジュバント加）不活化ワクチン</u>	50

(削る)		<u>カナリア痘生ワクチン</u>	<u>80</u>
その他の医薬品	30	(新設)	
(ワクチン (シードロット製剤) の部) (削る)		(ワクチン (シードロット製剤) の部) <u>牛コロナウイルス感染症 (アジュバント加) 不活化ワクチン (シード)</u>	<u>70</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)		<u>牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン (シード)</u>	<u>50</u>
(削る)		<u>アカバネ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症・ピートンウイルス感染症混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン (シード)</u>	<u>80</u>
(削る)		<u>牛レプトスピラ病 (アジュバント加) 不活化ワクチン (シード)</u>	<u>70</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)		<u>牛クロストリジウム・ボツリヌス (C・D型) 感染症 (アジュバント加) トキソイド (シード)</u>	<u>80</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)		<u>豚サーコウイルス (2型) 感染症不活化ワクチン (油性アジュバント加懸濁用液) (シード)</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>豚パルボウイルス感染症 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン (シード)</u>	<u>70</u>
(削る)		<u>豚繁殖・呼吸障害症候群 2 価生ワクチン (シード)</u>	<u>110</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)		<u>豚丹毒全菌体 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン (シード)</u>	<u>70</u>
(略)	(略)	(略)	(略)



(削る)			<u>豚インフルエンザ・豚パストツレラ症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）</u>	<u>70</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)			<u>鶏伝染性気管支炎生ワクチン（シード）</u>	<u>60</u>
(削る)			<u>鶏伝染性ファブリキウス嚢病凍結生ワクチン（シード）</u>	<u>60</u>
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）	<u>40</u>		ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）	マイコプラズマ否定試験、サルモネラ否定試験、生菌数限度試験、ウイルス含有量試験及びマーカー試験を実施する場合 <u>60</u> ウイルス含有量試験のみを実施する場合 <u>40</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	<u>80</u>		ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	<u>70</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)			<u>鶏サルモネラ症（サルモネラ・インファンティス・サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）</u>	<u>70</u>
(削る)			<u>鶏サルモネラ症（サルモネラ・インファンティス抽出抗原・サルモネラ・エンテリティディス抽出抗原・サルモネラ・ティフィムリウム抽出抗原）（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）</u>	<u>70</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（A・C型）・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混	<u>80</u>		ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（A・C型）・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混	<u>70</u>

合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）		合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）		<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン（シード）</u>	<u>80</u>
（削る）		<u>犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリップチフォーサ・ポモナ）不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）（シード）</u>	<u>50</u>
（削る）		<u>犬レプトスピラ病（カニコーラ・コペンハーゲニー・ヘブドマディス・オータムナリス・オーストラリス）不活化ワクチン（シード）</u>	<u>50</u>
（削る）		<u>犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬ボルデテラ感染症（部分精製赤血球凝集素）混合不活化ワクチン（シード）</u>	<u>80</u>
（削る）		<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・ヘブドマディス）混合（アジュバント加）ワクチン（シード）</u>	<u>80</u>
（削る）		<u>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・コペンハーゲニー・ヘブドマディス・オータムナリス・オーストラリス）混合ワクチン（シード）</u>	<u>50</u>
（削る）		<u>猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症3価・猫汎白血球減少症混合ワクチン（シード）</u>	<u>70</u>
その他の医薬品	<u>30</u>	（新設）	
（診断液の部）	（略）	（診断液の部）	（略）
ツベルクリン	<u>80</u>	ツベルクリン	<u>90</u>

(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーニン	<u>80</u>	ヨーニン	<u>90</u>
(削る)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(略)	<u>牛肝てつ症診断用皮内反応抗原</u>	<u>40</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
犬エキノコックス症診断用ラテックス標識抗体反応キット	(略)	<u>精製鳥型ツベルクリン</u>	<u>90</u>
<u>その他の医薬品</u>	<u>30</u>	(略)	(略)
		犬エキノコックス症診断用ラテックス標識抗体反応キット (新設)	(略)